

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700236 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700179 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年12月29日は3万4,000円、平成21年8月10日は10万1,000円、同年12月21日及び平成22年8月11日は10万5,000円、同年12月27日は10万6,000円、平成23年8月10日は12万8,000円、同年12月28日は9万1,000円、平成24年12月28日、平成25年12月27日及び平成26年8月8日は13万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月29日、平成21年8月10日、同年12月21日、平成22年8月11日、同年12月27日、平成23年8月10日、同年12月28日、平成24年12月28日、平成25年12月27日及び平成26年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月29日、平成21年8月10日、同年12月21日、平成22年8月11日、同年12月27日、平成23年8月10日、同年12月28日、平成24年12月28日、平成25年12月27日及び平成26年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成20年12月
② 平成21年8月10日
③ 平成21年12月
④ 平成22年8月11日
⑤ 平成22年12月
⑥ 平成23年8月10日
⑦ 平成23年12月
⑧ 平成24年12月
⑨ 平成25年12月
⑩ 平成26年8月8日

ねんきん定期便をみると、A社に勤務していた間の賞与が、1回しか記録されていないが、

他にも賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されている。賞与明細書を提出するので、年金記録を訂正して、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所に対して、請求者が提出した賞与明細書及び事業主が提出した賞与支給控除一覧表により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万4,000円、請求期間②は10万1,000円、請求期間③及び④は10万5,000円、請求期間⑤は10万6,000円、請求期間⑥は12万8,000円、請求期間⑦は9万1,000円、請求期間⑧、⑨及び⑩は13万8,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賞与支給控除一覧表から、請求期間①は平成20年12月29日、請求期間③は平成21年12月21日、請求期間⑤は平成22年12月27日、請求期間⑦は平成23年12月28日、請求期間⑧は平成24年12月28日、請求期間⑨は平成25年12月27日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年8月2日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700229号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700180号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年1月23日から平成11年1月22日まで
② 平成10年1月23日から平成11年1月22日まで

請求期間①について、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは、平成10年1月23日と記録されているが、正しくは、平成11年1月22日であると思われる。請求期間②について、B社の厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、平成11年1月22日と記録されているが、正しくは、平成10年1月23日であると思われる。期間の特定はできないが、A社を退職後、すぐにB社に勤務しており、両社の間に空白期間はなかったはずである。調査の上、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間のうち、期間の特定はできないが、A社に勤務していたと主張しているところ、請求期間①当時の事業主（以下「元事業主」という。）は、保管している社員住所録（請求者の役職は店長、配属はC地区、入社年月日は昭和63年3月21日と記録されている。）及び請求者の履歴書に付記された日付から判断すると、請求者は、昭和63年3月21日から平成10年12月28日まで同社に在籍していたと思われる旨陳述している。

一方、元事業主は、A社は、請求期間①当時、フルコミッショニング制（完全歩合制）で働く社員（D職と呼んでいた。「以下「D職」という。」）があり、本人の希望により、入社当時からD職として働く者や、入社当時は給料制で働いた後にD職として働く者もいたが、当該D職は、社会保険に加入していない旨陳述しているほか、D職の氏名は覚えていないが、請求期間①当時、

5人から6人くらいいたと思う旨陳述している。

このため、前述の社員住所録に記載されている社員14名（請求者を除く）を抽出し調査をしたところ、4名の社員（そのうちの2名の役職は店長）については、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録が確認できること及び前述の元事業主の陳述から判断すると、A社は、請求期間①当時、在籍している社員について、必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求期間①当時にA社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士から提出された請求者に係る被保険者台帳及び同社が請求期間①当時に加入していたE健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳により、請求者のそれぞれの被保険者資格喪失年月日は、オンライン記録と同一の平成10年1月23日であることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によれば、請求者のA社に係る離職年月日は、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日より約1か月前の平成9年12月21日と記録されている。

加えて、閉鎖事項全部証明書により、A社は、平成22年3月18日に破産手続廃止の決定が確定し、平成22年5月12日に登記簿の閉鎖が確認できるところ、当該事業所の閉鎖時の事業主及び前述の元事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、保険料控除を確認できる関連資料はなく不明である旨陳述している。

請求期間②について、請求者は、当該期間のうち、期間の特定はできないが、B社に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者のB社に係る雇用保険の記録、健康保険の記録、企業年金連合会からの回答及び当該事業所の社会保険事務手続を受託している社会保険労務士から提出された事業所台帳により、請求者の当該事業所に係るそれぞれの被保険者（又は加入員）資格取得年月日は、オンライン記録と同一の平成11年1月22日であることが確認できる。

また、B社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、保険料控除の確認できる関連資料はなく不明である旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②当時の給与明細書等は保管していないと陳述しているほか、当時の給与振込について、F銀行と取引をしていたと思う旨陳述していることから、同行に取引に関する資料の提供を求めたが、取引履歴は10年分しか保管しておらず提供できない旨陳述している上、請求者のオンライン記録により確認できる請求期間①及び②当時の住所地であるG市は、社会保険料控除を確認できる課税資料は、保存期間（7年）を経過しており提出できない旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700241 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700181 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 10 年 4 月 1 日から平成 14 年 6 月 28 日まで

私は、A社の事業主であったが、経営難のため社会保険料の滞納があった。そのため、社会保険事務所（当時）に呼び出された時に、私の標準報酬月額を引き下げるよう指示され、届出書に押印するよう言われ、押印した。また、社会保険を脱退する届出書を提出させられた。これらは不適切な手続であるので、請求期間の標準報酬月額を減額処理前の正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日までの期間について、請求者は、当該期間の給料は約 50 万円であった旨主張しているところ、当該期間に係る給与明細書、給与振込金融機関の通帳等の資料を所持していない旨及び事業主として A 社に係る賃金台帳等の資料は全て破棄してしまった旨陳述している。

また、請求者の請求期間当時の住所地である C 市は、社会保険料控除を確認できる課税資料は、保存期間を経過しており提出できない旨陳述していることから、請求者の請求期間のうち平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日までの期間について、社会保険事務所の指示により、標準報酬月額を減額する届出を行った旨陳述しているが、オンライン記録によると、平成 9 年 10 月 1 日の定時決定により標準報酬月額は 47 万円（処理日は平成 9 年 9 月 16 日）、平成 10 年 4 月 1 日の随時改定により標準報酬月額は 20 万円（処理日は平成 10 年 9 月 16 日）、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定により標準報酬月額は 20 万円（処理日は平成 10 年 9 月 22 日）、平成 11 年 10 月 1 日の定時決定により標準報酬月額は 20 万

円（処理日は平成 11 年 9 月 9 日）とそれぞれ記録されており、当該期間の標準報酬月額が遡って減額訂正された形跡は確認できない。

このほか、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

請求期間のうち、平成 12 年 7 月 1 日から平成 14 年 6 月 28 日までの期間について、オンライン記録により、当該期間の標準報酬月額は、当初 20 万円であったが、当該事業所が平成 14 年 6 月 28 日に適用事業所でなくなった後の同年 7 月 4 日付けで、平成 12 年 10 月 1 日及び平成 13 年 10 月 1 日の定時決定の記録を取り消し、平成 12 年 7 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、請求者は当該期間において同社の代表取締役に就任していることが確認できる上、請求者は、請求期間当時事業が最悪の状況であり、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の指示により、標準報酬月額を減額する届書に押印したと陳述していることから、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の代表取締役として、当該期間について、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。